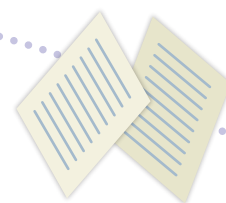




暮らしの 判例



消費者問題にかかわる判例を
分かりやすく解説します

国民生活センター 相談情報部

エスカレーターの手すりに体を乗り上げて 階下に転落した死亡事故について 製造物責任を認めなかった事例

本件は、商業ビルの利用者が、1・2階吹き抜けの2階に設置されていた下りエスカレーターの手すりに体を乗り上げて、1階床面に落下し死亡した事故について、同ビル共有者らの民法上の土地工作物責任と、エスカレーターを製造したメーカーの製造物責任を主張して損害賠償を請求した事例である。

裁判所は、本件事故の原因はエスカレーターの欠陥ではないとして、請求を棄却した(東京高裁平成26年1月29日判決、『判例時報』2230号30ページ)。

原告：X1(事故で死亡した利用者の父親)
X2(事故で死亡した利用者の母親)
被告：Y1(商業ビルの共有者で、ビルの管理運営会社)
Y2(商業ビルを賃借したうえで、Y1に管理を委託している会社)
Y3(エスカレーターの製造会社)
関係者：A(事故で死亡した利用者、当時40代後半)
B(商業ビルをY2に賃貸している会社)



事案の概要

Aは、2009年4月8日夜、東京都内のビル(以下、本件ビル。2003年築の地下4階付地上43階建物)の2階で営業している日本料理店(以下、本件飲食店)で、Aの昇進祝いのため職場の上司、同僚ら十数名と会食をした後、本件飲食店のほぼ正面にあった1階への下りエスカレーター(以下、本件エスカレーター)の乗り口付

近の広場で午後9時半頃参加者全員の集合写真を撮影した。その後、同僚らが集合写真の際に使用した椅子を飲食店に返している間、しばらくAは乗り口付近に立っていた。午後9時43分頃、Aの背中が本件下りエスカレーターの向かって右側の移動手すり(以下、本件移動手すり)の折り返し部分に接触して乗上げた。体勢を崩したAは本件エスカレーター外側吹き抜けから1階床に転落し(以下、本件事故)、翌日



0時半頃頭蓋内損傷により死亡した。

Aの両親であるX1らは、本件ビルの共有者で、本件ビルの全体の管理運営をしているY1と、共有者Bから共有持分を賃借し、本件ビルの管理運営をY1に委託しているY2に対し、本件エスカレーターには設置保存での瑕疵(何らかの欠点)があったとして民法717条(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)に基づき、また、本件エスカレーターを製造したY3に対しては、本件エスカレーターには欠陥があったとして製造物責任法3条に基づき合計9600万円余りの損害賠償を請求した。これに対しY1およびY2は、本件エスカレーターには設置保存の瑕疵はなく、本件事故はエスカレーターの手すりに後ろ向きに寄り掛かったというAの異常な行動によって発生したなどと争った。Y3も本件エスカレーターには欠陥は無いなどとして全面的に争った。

第一審判決(参考判例①)は、本件エスカレーター付近に設置されAのようすを撮影した監視カメラの映像で本件事故当時の状況を確認したうえで、Aは集合写真撮影後、本件エスカレーターの存在を十分認識しながら、自分から本件移動手すりに接近し、体の背骨に沿った部分を本件移動手すりの折り返し部分に接着させて後ろ向きに寄りかかり、その結果、本件事故が発生したと判断した。そしてこのような用法は、エスカレーターの本来の用法からはかけ離れた通常予想し得ない異常な行動であり、本件エスカレーターが通常有すべき安全性を欠いたとは言えないとして、X1らの請求を棄却した。X1らはこの判断を不服として控訴した。

理由

本件エスカレーターは、同機種のものを含め国内だけでも7,000台以上、製造・設置されているが、利用者の体が移動手すりと接触してそ

の摩擦によって乗り上げるという事故は報告されていない。判断能力等が十分でない者であっても、前進歩行しながらその乗り口に接近し、移動手すりをつかんで踏み段に乗るというエスカレーターの本来の用法に従った利用をする限りは、一時的に移動手すりに寄りかかったり、よろけて体重を預けたりしても、そのために移動手すりとの摩擦によって利用者の体が移動手すりに乗り上げるという事態は生じなかった。

Aは、意図して本件移動手すりに接近し、体の背骨に沿った部分を本件移動手すりの折り返し部分に接着させて後ろ向きに寄りかかり、本件移動手すりに体が乗り上げる結果になったもので(いったん左手を背後に回して本件移動手すりを後ろ手につかむようなしぐさをした後、両足をやや広めに開いて突っ張り気味にし、臀部付近を本件移動手すりの折り返し部分に接着させて次第にこれに体重をかけて後ろ向きに寄りかかる体勢となって、Aの体が後ろ向きに本件移動手すりの上に乗り上げてまたがる状態となり、そのまま本件移動手すりの進行方向に運ばれながら、体を本件エスカレーターの内側に向けて本件移動手すりに腰掛ける状態となり、その後、そのまま体のバランスを崩して頭から後方に転落した)、このような行動は、エスカレーターの本来の用法とは大きくかけ離れたものである。エスカレーターの利用者の中に判断能力等が十分でない者が含まれることを前提としても、Aのような行動をとる者がいることを予見して、本件エスカレーターを設置または保存すべきであったということはできない。

X1らの主張するY3らの製造物責任に関して、本件エスカレーターは関係法令等に適合し、広く普及した仕様の一般的なエスカレーターであり、利用者による、本来のエスカレーターの使用形態とは大きくかけ離れた使用によって事故が発生したとしても、本件エスカレーターが通常有すべき安全性を欠くものと言うことはで



きないと考えられる。以上からY1らの土地工作物責任も製造物責任も成立しない。

解説

本件は、都内の2003年に建てられた飲食店等も入居している43階建ての商業用ビルにおいて、利用者がエスカレーター手すりに寄りかかり手すり上に体を乗上げて落下し、頭部を強打して死亡したという事故につき、民法上の土地工作物責任(同法717条)および製造物責任法3条の欠陥責任が問題とされた事件である。

第一審判決も本件控訴審判決も、「本件エレベーターは安全基準を充たしており、本来の使用方法では本件事故は生じなかった。本件事故は、被害者が本件手すりに寄りかかるという想定し得ない異常使用によって生じたものであるから、本件エレベーターの設置、保存の瑕疵もなく、製造物責任法2条2項の「欠陥」に当たらない」としてXらの請求を認めなかった。

製造物責任法の要件である「欠陥」については、その使用形態も考慮して判断されることになる。この使用形態には、本来の使用法のほか予想される誤使用においても安全でなければならぬと解釈されている。例えば、椅子は腰掛けるものだが、踏み台として使用されることも予想され、踏み台として使用したことにより椅子が転倒し傷害を負った場合、「欠陥」とは言えないということにはならない。しかし、予想される誤使用ではなく、予想できないような異常使用の場合には、欠陥とは言えないことになる。

一審判決を含め本判決は、利用者が本件エスカレーターに寄りかかったことは、異常使用に当たるとして、民法717条の土地工作物責任だけでなく、製造物責任法上の責任も負わないとした。

本件では、監視カメラに事故の状況が録画されており、被害者の行動や事故状況が詳細に認

定されている。しかし、本件利用者の行動を誤使用とみるか、異常使用とみるかは微妙な問題だと思われる。酔客も大勢行き来する商業用のビルで起きた事故であり、その安全性をどのように考えるかは問題と成り得よう。なお、本件エスカレーターは当初は上り用として予定されていたものが本件事故発生時は下り用として使用されていたもので、本件事故後は上り用とされている。



参考判例

- ①東京地裁平成25年4月19日判決
(『判例時報』2190号44ページ、『判例タイムズ』1394号214ページ(本件の第一審判決))
- ②岡山地裁平成6年1月25日判決
(『判例タイムズ』860号212ページ(ビル内のエスカレーターでの事故につき民法717条の土地工作物責任および安全配慮義務違反に基づく責任を否定))
- ③東京地裁昭和57年12月24日判決
(『判例時報』1096号95ページ(デパートでの事故につき民法717条の土地工作物責任および安全配慮義務違反に基づく責任を否定))
- ④松山地裁昭和48年2月19日判決
(『判例時報』708号79ページ(温泉センターに設置されているエスカレーターでの事故につき民法717条の土地工作物責任を認めた))

